

議案第35号

令和4年度取手市一般会計補正予算（第3号）

令和4年度取手市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,045,798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,308,214千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年4月25日提出

取手市長 藤井信吾

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,799,424	413,286	6,212,710
	2 国庫補助金	566,677	413,286	979,963
16 県支出金		2,544,522	7,683	2,552,205
	2 県補助金	527,118	7,683	534,801
19 繰入金		1,647,810	218,411	1,866,221
	2 基金繰入金	1,640,631	218,411	1,859,042
21 諸収入		794,384	392,018	1,186,402
	6 雑収入	626,529	392,018	1,018,547
22 市債		2,020,500	14,400	2,034,900
	1 市債	2,020,500	14,400	2,034,900
歳入合計		39,262,416	1,045,798	40,308,214

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,348,343	39,177	6,387,520
	1 総務管理費	5,499,335	37,329	5,536,664
	4 選挙費	117,801	1,848	119,649
3 民生費		15,491,706	62,108	15,553,814
	1 社会福祉費	7,316,745	13,657	7,330,402
	2 児童福祉費	5,943,435	48,451	5,991,886
4 衛生費		2,000,508	25,759	2,026,267
	1 保健衛生費	1,400,929	25,759	1,426,688
6 商工費		353,976	587,982	941,958
	1 商工費	353,976	587,982	941,958
7 土木費		4,775,855	5,109	4,780,964
	3 都市計画費	3,576,823	5,109	3,581,932
8 消防費		1,818,721	52,649	1,871,370
	1 消防費	1,818,721	52,649	1,871,370
9 教育費		3,564,708	273,014	3,837,722
	1 教育総務費	762,860	75,292	838,152
	2 小学校費	826,956	74,969	901,925
	3 中学校費	438,586	34,842	473,428
	4 幼稚園費	40,529	635	41,164
	5 社会教育費	1,006,652	38,453	1,045,105
	6 保健体育費	489,125	48,823	537,948
歳出合計		39,262,416	1,045,798	40,308,214

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消防防災設備整備事業	100,100	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	114,500	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,799,424	413,286	6,212,710
16 県支出金	2,544,522	7,683	2,552,205
19 繰入金	1,647,810	218,411	1,866,221
21 諸収入	794,384	392,018	1,186,402
22 市債	2,020,500	14,400	2,034,900
歳入合計	39,262,416	1,045,798	40,308,214

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	6,348,343	39,177	6,387,520	12,074			27,103
3 民生費	15,491,706	62,108	15,553,814	38,551			23,557
4 衛生費	2,000,508	25,759	2,026,267	22,352			3,407
6 商工費	353,976	587,982	941,958	132,275		392,010	63,697
7 土木費	4,775,855	5,109	4,780,964	3,321			1,788
8 消防費	1,818,721	52,649	1,871,370	35,043	14,400		3,206
9 教育費	3,564,708	273,014	3,837,722	177,353		8	95,653
歳出合計	39,262,416	1,045,798	40,308,214	420,969	14,400	392,018	218,411

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	18,691	370,833	389,524	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	370,833	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 370,833
2 民生費国庫補助金	114,908	10,150	125,058	2 児童福祉費補助金	10,150	・保育対策総合支援事業費補助金 6,650 ・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 3,500
3 衛生費国庫補助金	153,222	16,195	169,417	1 保健衛生費補助金	200	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 200
				2 予防費補助金	15,995	・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 15,995 増
6 教育費国庫補助金	43,340	16,108	59,448	2 小学校費補助金	8,325	・学校保健特別対策事業費補助金 8,325
				3 中学校費補助金	4,050	・学校保健特別対策事業費補助金 4,050
				5 社会教育費補助金	3,733	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 3,733
計	566,677	413,286	979,963			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	397,882	3,500	401,382	4 児童福祉費補助金	3,500	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 3,500
3 衛生費県補助金	12,413	200	12,613	1 保健衛生費補助金	200	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 200
7 教育費県補助金	46,975	3,983	50,958	3 社会教育費補助金	3,733	・子ども・子育て支援交付金(感染症対応分) 3,733
				7 幼稚園費補助金	250	・教育支援体制整備事業費補助金 250
計	527,118	7,683	534,801			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	501,450	218,411	719,861	1 財政調整基金繰入金	218,411	・財政調整基金繰入金 218,411 増
計	1,640,631	218,411	1,859,042			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	199,523	392,018	591,541	8 商 工 費 雑 入	392,010	・雇用保険料本人負担分 10 増 ・プレミアム付商品券販売代金 392,000
				11 教 育 費 雑 入	8	・雇用保険料本人負担分 8 増
計	626,529	392,018	1,018,547			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 消防債	100,100	14,400	114,500	1 消防防災設備整備事業債	14,400	・消防防災設備整備事業債 14,400 増
計	2,020,500	14,400	2,034,900			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	500	325			175			
	(1,542,694)	国庫支出金						
	(1,543,194)	325			175	10 需用費	500	
		325			175	1 消耗品費	500	
						23 職員の福利厚生に要する経費	500 増	
						(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	500	
						需用費	(500)	
						消耗品費	500	
2 文書広報費	6,406	4,164			2,242			
	(42,329)	国庫支出金						
	(48,735)	4,038			2,174	14 工事請負費	1,300	
		4,038			2,174	17 備品購入費	5,106	
							20 文書管理に要する経費	6,212 増
							(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	6,212
							工事請負費	(1,300)
						・郵便室改修工事	1,300	
						備品購入費	(4,912)	
						・郵便用備品	4,912	
		126			68	29 市民相談に要する経費	194 増	
		126			68	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	194	
						備品購入費	(194)	
						・市民相談電話会議用マイクスピーカー	194	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
8 電算組織 管理費	846 (395,788) (396,634)	550 国庫支出金			296				
		550			296	11 役務費	533	20 電算・OA化等に要する経費	846 増
		550			296	1 通信運 搬費	533	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	846
						17 備品購入費	313	役務費 (533) 通信運搬費 533 備品購入費 (313) ・公衆Wi-Fi用備品 313	
11 災 害 対 策 費	8,976 (71,603) (80,579)	5,834 国庫支出金			3,142				
		5,834			3,142	10 需用費	8,184	22 災害対策に要する経費	8,976 増
		5,834			3,142	1 消耗品 費	8,184	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	8,976
						17 備品購入費	792	需用費 (8,184) 消耗品費 8,184 備品購入費 (792) ・災害時用備品 792	
15 諸 費	20,601 (1,258,694) (1,279,295)				20,601				
					20,601	22 償還金, 利子及び 割引料	20,601	33 過年度国庫支出金等過誤納返還金	20,601 増
								償還金, 利子及び割引料 (20,601 増)	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
15 諸費							・ 過年度国庫支出金等過誤納返還金 20,601 増	
項計	37,329 (5,499,335) (5,536,664)	10,873			26,456			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

1 選挙管理委員会費	1,848 (18,146) (19,994)	1,201 国庫支出金			647			
		1,201			647	17 備品購入費	1,848	5 選挙管理委員会に要する経費 1,848 増
		1,201			647			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,848
								備品購入費 (1,848) ・ 選挙用備品 1,848
項計	1,848 (117,801) (119,649)	1,201			647			
款計	39,177 (6,348,343) (6,387,520)	12,074			27,103			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	300 (1,276,025) (1,276,325)	100 国庫支出金 100 県支出金			100			
		200			100	10 需用費	300	42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 300 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他				一般財源
1 社会福祉 総務費		200			100	1 消耗品 費	300	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 300 需用費 (300) 消耗品費 300
2 障害者 福祉費	208 (2,117,143) (2,117,351)	135 国庫支出金			73			
		86			46	10 需用費	208	27 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費 132 増
		86			46	1 消耗品 費	208	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 132 需用費 (132) 消耗品費 132
		49			27			28 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費 76 増
		49			27			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 76 需用費 (76) 消耗品費 76
3 老人 福祉費	13,149 (3,285,238) (3,298,387)	8,547 国庫支出金			4,602			
		8,547			4,602	10 需用費	148	35 介護予防拠点施設管理に要する経費 13,149 増
		8,547			4,602	1 消耗品 費	148	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 13,149
						12 委託料	1,001	
						14 工事請負費	12,000	需用費 (148)

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
3 老人福祉費							消耗品費 148 委託料 (1,001) ・いきいきプラザ空調設備改修工事実施設計 業務委託料 1,001 工事請負費 (12,000) ・いきいきプラザ空調設備改修工事 12,000	
項 計	13,657 (7,316,745) (7,330,402)	8,882			4,775			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉 総務費	2,309 (556,886) (559,195)	836			773				
		国庫支出金							
		700							
		県支出金							
		1,000				500	10 需用費	2,309	12 子ども・子育て事業に要する経費 1,500 増
		1,000				500	1 消耗品費	2,309	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,500
							需用費 (1,500) 消耗品費 1,500		
		136			73		20 こども発達センター管理運営に要する経費 209 増		
		136			73		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 209		
							需用費 (209) 消耗品費 209		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国庫支出金	地方債	その他			
1 児童福祉 総務費		200				100	21 家庭児童相談室に要する経費 300 増
		200				100	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 300
							需用費 (300) 消耗品費 300
		200				100	33 少子化対策事業に要する経費 300 増
		200				100	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 300
							需用費 (300) 消耗品費 300
3 児 童 入 所 費	19,920 (2,290,111) (2,310,031)	9,428 国庫支出金 2,000 県支出金 11,428				8,492	
		11,428				8,492	10 需用費 3,120 22 民間保育園運営に要する経費 19,920 増
		11,428				8,492	1 消耗品費 3,120 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 19,920
							18 負担金, 補助及び 交付金 16,800 需用費 (3,120) 消耗品費 3,120 負担金, 補助及び交付金 (16,800) ・民間保育園等安全対策事業補助金 10,800 ・民間保育園一時預かり事業補助金 1,500 ・民間保育園延長保育事業補助金 3,900 ・民間保育園病児保育事業補助金 600

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 保育所費	26,222	16,005			9,517			
	(1,226,504)	国庫支出金						
	(1,252,726)	700						
		県支出金						
		12,802			7,470	10 需用費	5,400	20 保育所の管理運営に要する経費 20,272 増
		12,802			7,470	1 消耗品費	5,400	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 20,272
						14 工事請負費	3,850	需用費 (3,300) 消耗品費 3,300 備品購入費 (16,972) ・保育備品 16,972
						17 備品購入費	16,972	
		3,303			1,747			22 子育て支援に要する経費 5,050 増
		3,303			1,747			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 5,050
							需用費 (1,200) 消耗品費 1,200 工事請負費 (3,850) ・戸頭地域子育て支援センター空調設備改修 工事 3,850	
	600			300			23 一時的保育事業に要する経費 900 増	
	600			300			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 900	
							需用費 (900) 消耗品費 900	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
項計	48,451 (5,943,435) (5,991,886)	29,669			18,782			
款計	62,108 (15,491,706) (15,553,814)	38,551			23,557			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
2 予防費	24,607 (627,800) (652,407)	21,593 国庫支出金			3,014				
		15,995				10 需用費	2,127	20 予防接種に要する経費	15,995 増
		15,995				1 消耗品費	2,127	(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費	15,995 増
						11 役務費	5,945	役務費 (5,945 増) 通信運搬費 5,945 増 委託料 (10,050 増) ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保 事業従事者派遣委託料 1,584 増 ・新型コロナウイルスワクチン接種券作成 委託料 6,860 ・新型コロナウイルスワクチン接種システム 改修委託料 1,606	
						1 通信運搬費	5,945		
						12 委託料	10,050		
						19 扶助費	6,485		
		5,598			3,014			23 感染症予防に要する経費	8,612 増
		5,598			3,014			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	8,612
								需用費	(2,127)

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 予防費							消耗品費 2,127 扶助費 (6,485) ・ 自宅療養者支援セット給付費 6,485	
3 母子衛生費	1,152 (100,244) (101,396)	559			393			
		国庫支出金						
		200						
		県支出金						
		759			393	10 需用費	1,152	5 母子衛生事務に要する経費 1,152 増
		759			393	1 消耗品費	1,152	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,152 増
								需用費 (1,152) 消耗品費 1,152
項計	25,759 (1,400,929) (1,426,688)	22,352			3,407			
款計	25,759 (2,000,508) (2,026,267)	22,352			3,407			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	587,772 (153,238) (741,010)	132,138		392,010	63,624			
		国庫支出金		諸収入				
		132,138		392,010	63,624	1 報酬	2,488	33 プレミアム付商品券事業 (新型コロナウイルス
						3 職員手当等	2,497	感染症対応) に要する経費 587,772
						4 共済費	445	
						8 旅費	180	報酬 (2,488)

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
2 商工 振興費						1 費用弁償	180	・会計年度任用職員報酬 職員手当等	2,488 (2,497)
						10 需用費	492	時間外勤務手当	2,272
						1 消耗品費	492	管理職員特別勤務手当	225
						11 役務費	5,205	共済費	(445)
						1 通信運搬費	5,131	雇用保険料	31
						4 手数料	74	厚生年金保険料	248
						12 委託料	576,385	子ども・子育て拠出金	10
						13 使用料及び賃借料	80	健康保険料負担金	156
5 消費生活 対策費	210 (11,965) (12,175)	137 国庫支出金			73			旅費	(180)
								費用弁償	180
								需用費	(492)
								消耗品費	492
								役務費	(5,205)
								通信運搬費	5,131
								手数料	74
								委託料	(576,385)
								・プレミアム付商品券事業事務従事者派遣 委託料	1,535
								・プレミアム付商品券印刷換金業務委託料	569,404
		・プレミアム付商品券販売業務委託料	2,744						
		・プレミアム付商品券案内通知書作成処理及び システムサポート等委託料	1,602						
		・プレミアム付商品券販売代金移送業務委託料	1,100						
		使用料及び賃借料	(80)						
		・夜間預金金庫使用料	80						

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
5 消費生活 対策費		137			73	11 役務費	97	20 消費生活対策に要する経費	210 増
		137			73	1 通信運 搬費	97	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	210
						17 備品購入費	113	役務費 通信運搬費 備品購入費 ・タブレット	(97) 97 (113) 113
項 計	587,982 (353,976) (941,958)	132,275		392,010	63,697				
款 計	587,982 (353,976) (941,958)	132,275		392,010	63,697				

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	4,400 (634,263) (638,663)	2,860			1,540				
		2,860			1,540	18 負担金, 補助及び 交付金	4,400	25 都市交通政策の推進に要する経費	4,400 増
		2,860			1,540			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	4,400
								負担金, 補助及び交付金 ・コミュニティバス交通系 I C カード導入事業 補助金	(4,400) 4,400

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
8 公園 緑地費	709 (318,863) (319,572)	461 国庫支出金 461			248			
		461			248	11 役務費	11 33 水辺利用推進に要する経費	709 増
		461			248	4 手数料		
						17 備品購入費	698 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	709
							役務費 (11)	
							手数料 11	
							備品購入費 (698)	
							・レンタサイクル用自転車 698	
項 計	5,109 (3,576,823) (3,581,932)	3,321			1,788			
款 計	5,109 (4,775,855) (4,780,964)	3,321			1,788			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

2 救急 業務費	9,161 (14,835) (23,996)	5,955 国庫支出金 5,955			3,206			
		5,955			3,206	10 需用費	7,992 5 救急業務に要する経費	9,161 増
		5,955			3,206	1 消耗品 費	7,992 (2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	9,161
						17 備品購入費	1,169	
							需用費 (7,992)	
							消耗品費 7,992	
							備品購入費 (1,169)	

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源			一般財源	区分		金額		
		国庫支出金	地方債	その他						
2 救急業務費							・ 救急用備品 1,169			
4 消防施設費 (63,462) (106,950)		29,088	14,400			17 備品購入費	43,488	22 消防施設の整備に要する経費 43,488 増		
		国庫支出金								
		29,088	14,400							(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 43,488
		29,088	14,400							備品購入費 (43,488) ・ 高規格救急自動車 43,488
項 計	52,649 (1,818,721) (1,871,370)	35,043	14,400		3,206					
款 計	52,649 (1,818,721) (1,871,370)	35,043	14,400		3,206					

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費 (529,924) (586,357)		37,325			19,108			
		国庫支出金						
		931			502	10 需用費	27	6 学務事務に要する経費 1,433 増
		931			502	1 消耗品費	27	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,433
						11 役務費	1,406	需用費 (27) 消耗品費 27
				1 通信運搬費	1,326	役務費 (1,406)		
				4 手数料	80			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明			
		特定財源			一般財源	区分		金額		
		国庫支出金	地方債	その他						
2 事務局費						12 委託料	55,000	通信運搬費 手数料	1,326 80	
		36,394			18,606				23 教育情報機器整備に要する経費	55,000 増
									委託料 ・無線アクセスポイント設定業務委託料	(55,000 増) 55,000
4 教育研究 指導費	18,859 (215,831) (234,690)	12,250		8	6,601					
		国庫支出金		諸収入						
		5,874			3,163	1 報酬	2,000	5 教育振興に要する経費	9,037 増	
						4 共済費	356			
		5,874			3,163	8 旅費	171	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	9,037	
						1 費用弁償	171	負担金, 補助及び交付金 ・修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金	(9,037) 9,037	
						10 需用費	341			
		4,709			2,536	1 消耗品費	319	23 教育総合支援センターに要する経費	7,245 増	
						2 燃料費	22			
		4,709			2,536	11 役務費	28	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	7,245	
						7 自動車損害保険料	28	需用費 消耗品費	(319) 319	
						14 工事請負費	6,926	工事請負費 ・空調設備改修工事	(6,926) 6,926	
1,667			8	902	18 負担金, 補助及び交付金	9,037	24 教育相談に要する経費	2,577 増		
1,667			8	902			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,577		

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 教育研究 指導費							報酬 (2,000) ・学校教育相談員報酬 2,000 共済費 (356) 雇用保険料 25 厚生年金保険料 198 子ども・子育て拠出金 8 健康保険料負担金 125 旅費 (171) 費用弁償 171 需用費 (22) 燃料費 22 役務費 (28) 自動車損害保険料 28	
項 計	75,292 (762,860) (838,152)	49,575		8	25,709			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学 校 管 理 費	26,529 (332,294) (358,823)	14,746 国庫支出金			11,783			
		4,937			2,659	1 報 酬	4,241	20 小学校管理に要する経費 7,596 増
		4,937			2,659	8 旅 費	342	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 7,596
						1 費 用 弁 償	342	
						10 需 用 費	18,933	
						1 消 耗 品 費	18,933	
						11 役 務 費	1,162	報酬 (4,241) ・用務員報酬 4,241 旅費 (342) 費用弁償 342

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明						
		特定財源			区分	金額							
		国庫支出金	地方債	その他				一般財源					
1 学校 管理費						1 通信運搬費	1,162	役務費 通信運搬費	(1,162) 1,162				
						12 委託料	1,851	委託料 ・学校清掃業務委託料	(1,851) 1,851				
							9,809		9,124	22 小学校保健衛生に要する経費	18,933 増		
							9,809		9,124	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	18,933		
								需用費 消耗品費	(18,933) 18,933				
2 教育 振興費	23,611 (89,482) (113,093)	15,345 国庫支出金			8,266	11 役務費	366	22 小学校コンピュータ整備に要する経費	18,865 増				
						1 通信運搬費	366	備品購入費 ・無線アクセスポイント	(18,865) 18,865				
						17 備品購入費	18,865	23 要保護・準要保護児童就学奨励費	4,746 増				
						18 負担金, 補助及び 交付金	2,634						
							3,083		1,663	19 扶助費	1,746	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	4,746
							3,083		1,663			役務費 通信運搬費 負担金, 補助及び交付金 ・要保護及び準要保護児童昼食費補助金 扶助費 ・要保護及び準要保護児童給付用図書	(366) 366 (2,634) 2,634 (1,746) 1,746

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明					
		特定財源			一般財源	区分		金額				
		国庫支出金	地方債	その他								
3 学 校 建 設 費	18,000	11,700			6,300	14 工事請負費	18,000	21 小学校施設整備に要する経費	18,000 増			
	(44,085)	国庫支出金										
	(62,085)	11,700			6,300							
		11,700			6,300						(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	18,000
								工事請負費	(18,000)			
								・ 小学校手足洗い場設置工事	18,000			
4 学 校 給 食 費	6,829	4,439			2,390	14 工事請負費 18 負担金, 補助及び 交付金	5,400	20 給食運営に要する経費	1,429 増			
	(361,095)	国庫支出金			500							
	(367,924)	929			500						(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,429
		929									負担金, 補助及び交付金	(1,429)
											・ 学校等臨時休業対策費給食事業補助金	1,429
		3,510			1,890						21 給食施設整備に要する経費	5,400 増
		3,510			1,890						(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	5,400
							工事請負費	(5,400)				
							・ 自動水栓化工事	5,400				
項 計	74,969 (826,956) (901,925)	46,230			28,739							

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
1 学校 管理費	11,672 (144,234) (155,906)	6,371			5,301				
		国庫支出金							
		1,625			876	10 需用費	9,171	20 中学校管理に要する経費	2,501 増
		1,625			876	1 消耗品 費	9,171	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,501
						11 役務費	279	役務費 通信運搬費	(279)
						1 通信運 搬費	279		
						12 委託料	2,222	委託料 ・学校清掃業務委託料	(2,222) 2,222
4,746			4,425			22 中学校保健衛生に要する経費	9,171 増		
4,746			4,425			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	9,171		
						需用費 消耗品費	(9,171) 9,171		
2 教育 振興費	14,985 (105,886) (120,871)	9,742			5,243				
		国庫支出金							
		8,689			4,679	11 役務費	221	22 中学校コンピュータ整備に要する経費	13,368 増
						1 通信運 搬費	221	備品購入費 ・無線アクセスポイント	(13,368) 13,368
						17 備品購入費	13,368		
1,053			564	18 負担金, 補助及び 交付金	273	23 要保護・準要保護生徒就学奨励費	1,617 増		
1,053			564	19 扶助費	1,123	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,617		

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
2 教育 振興費							役務費 (221) 通信運搬費 221 負担金, 補助及び交付金 (273) ・要保護及び準要保護生徒昼食費補助金 273 扶助費 (1,123) ・要保護及び準要保護生徒給付用図書 1,123	
3 学校 建設費	6,500 (9,867) (16,367)	4,225 国庫支出金			2,275			
		4,225			2,275	14 工事請負費	6,500	20 中学校施設整備に要する経費 6,500 増
		4,225			2,275			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 6,500
								工事請負費 (6,500) ・中学校手洗い場設置工事 6,500
4 学校 給食費	1,685 (178,599) (180,284)	1,095 国庫支出金			590			
		445			240	14 工事請負費	1,000	20 給食運営に要する経費 685 増
		445			240	18 負担金, 補助及び 交付金	685	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 685
								負担金, 補助及び交付金 (685) ・学校等臨時休業対策費給食事業補助金 685
		650			350			21 給食施設整備に要する経費 1,000 増
		650			350			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,000

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
4 学校給食費							工事請負費 (1,000) ・自動水栓化工事 1,000	
項 計	34,842 (438,586) (473,428)	21,433			13,409			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園管理費	635 (40,529) (41,164)	88 国庫支出金 250 県支出金 338			297					
					297	10 需用費	635	21 幼稚園保健衛生に要する経費		635 増
		250			250	1 消耗品費	635	(1) 幼稚園保健衛生に要する経費		500 増
								需用費 (500 増) 消耗品費 500 増		
		88			47			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費		135
								需用費 (135) 消耗品費 135		
項 計	635 (40,529) (41,164)	338			297					

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		金額
		国庫支出金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	34,301 (647,563) (681,864)	18,749 国庫支出金 3,733 県支出金 894			11,819			
		894			481	10 需用費	12,471	29 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 1,375 増
		894			481	1 消耗品費	12,471	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,375
						12 委託料	20,455	備品購入費 (1,375) ・市民会館配信環境整備用備品 1,375
						17 備品購入費	1,375	
		13,296			7,159			33 アートのあるまちづくり推進に要する経費 20,455 増
		13,296			7,159			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 20,455
								委託料 (20,455) ・デジタルを活用した芸術作品PR事業委託料 5,155 ・取手市音楽家支援事業委託料 1,500 ・芸術家パートナーシップ事業委託料 6,500 ・創作活動拠点オンライン公開事業委託料 7,300
		8,292			4,179			38 放課後児童対策事業に要する経費 12,471 増
		8,292			4,179			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 12,471
								需用費 (12,471) 消耗品費 12,471

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源			一般財源	区分		金額	
		国庫支出金	地方債	その他					
2 公民館費 (110,331) (114,079)	3,748	2,436			1,312				
	(110,331)	国庫支出金							
	(114,079)	910			491	10 需用費	649	5 公民館事務に要する経費	1,401 増
		910			491	1 消耗品費	649	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	1,401
						11 役員費	752	需用費	(649)
						1 通信運搬費	752	消耗品費	649
						14 工事請負費	2,347	役員費	(752)
							通信運搬費	752	
		1,526			821		23 公民館施設整備に要する経費	2,347 増	
		1,526			821		(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	2,347	
							工事請負費	(2,347)	
							・Wi-Fi 機器設置工事	2,347	
3 図書館費 (230,989) (231,187)	198	2,989			△2,791				
	(230,989)	国庫支出金							
	(231,187)	129			69	10 需用費	198	20 図書館管理運営に要する経費	198 増
		129			69	1 消耗品費	198	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費	198
							需用費	(198)	
							消耗品費	198	
		2,860			△2,860		21 図書館活動に要する経費		

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他				一般財源
1 保健体育 総務費							消耗品費 56	
2 体育 施設費 (47,680) (175,915) (223,595)		30,993						
		国庫支出金						
		28,048			15,102	12 委託料	2,680	22 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 43,150 増
		28,048			15,102	14 工事請負費	45,000	(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 43,150
								委託料 (2,150) ・トイレ改修工事実施設計業務委託料 2,150 工事請負費 (41,000) ・トイレ改修工事 41,000
		2,945			1,585			23 藤代武道場管理運営に要する経費 4,530 増
						(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 4,530		
						委託料 (530) ・空調設備設置工事実施設計業務委託料 530 工事請負費 (4,000) ・空調設備設置工事 4,000		
3 学校給食 センター 費 (1,087) (250,125) (251,212)		707						
		国庫支出金						
		707			380	18 負担金, 補助及び 交付金	1,087	20 給食センター運営に要する経費 1,087 増
		707			380			(2) 新型コロナウイルス感染症対策経費 1,087

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
3 学校給食センター費								負担金, 補助及び交付金 (1,087) ・学校等臨時休業対策費給食事業補助金 1,087
項計	48,823 (489,125) (537,948)	31,736			17,087			
款計	273,014 (3,564,708) (3,837,722)	177,353		8	95,653			
歳出合計	1,045,798 (39,262,416) (40,308,214)	420,969	14,400	392,018	218,411			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(863) 739	876,356	2,913,381	2,674,099	6,463,836	1,089,172	7,553,008	
補 正 後	(864) 739	885,085	2,913,381	2,676,596	6,475,062	1,089,973	7,565,035	
比 較	(1)	8,729		2,497	11,226	801	12,027	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	206,622	38,400
	補 正 後	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	208,894	38,400
	比 較						2,272	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	695,343	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,658
	補 正 後	695,343	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	比 較							225

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(85) 739		2,913,381	2,614,021	5,527,402	999,901	6,527,303	
補 正 後	(85) 739		2,913,381	2,616,518	5,529,899	999,901	6,529,800	
比 較				2,497	2,497		2,497	

※ () 内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	206,622	38,400
	補 正 後	72,700	54,800	45,300	110,800	9,580	208,894	38,400
	比 較						2,272	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	635,265	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,658
	補 正 後	635,265	531,678	543,433	310,462	41,476	11,847	1,883
	比 較							225

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(778)	876,356		60,078	936,434	89,271	1,025,705	
補 正 後	(779)	885,085		60,078	945,163	90,072	1,035,235	
比 較	(1)	8,729			8,729	801	9,530	

※ () 内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	60,078						
	補 正 後	60,078						
比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	2,497	制度改正に伴う増減分		扶養 千円 期末 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 夜間 児童 管理職特勤	
		その他の増減分	2,497	扶養 千円 期末 千円 通勤 勤勉 住居 退・手・負 管理職 地域 特勤 休日 時間外 2,272 夜間 児童 管理職特勤 225	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,600,925	20,106,568	1,184,900	1,882,375	19,409,093
(1) 総務債	147,156	188,592		14,052	174,540
(2) 民生債	269,526	247,284		20,416	226,868
(3) 衛生債	7,620	6,350	15,000	1,270	20,080
(4) 農林水産業債	203,112	180,322	13,000	30,705	162,617
(5) 商工債	38,272	37,394		3,778	33,616
(6) 土木債	1,916,344	1,787,839	346,800	261,847	1,872,792
(7) 消防債	506,356	488,574	114,500	74,112	528,962
(8) 教育債	2,491,080	3,029,216	13,500	240,567	2,802,149
(9) 地域再生事業債	7,940	150		150	
(10) 合併特例債	12,400,654	12,209,433	610,700	1,012,884	11,807,249
(11) 行政改革等推進債(地域再生分)	22,692	15,626		7,066	8,560
(12) 災害復旧債	25,136	21,051		4,085	16,966
(13) 緊急防災・減災事業債	1,038,617	917,620	5,300	176,130	746,790
(14) 全国防災事業債	83,920	79,737		4,187	75,550
(15) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	356,300	792,800		18,946	773,854
(16) 緊急自然災害防止対策事業債		13,000	27,400		40,400
(17) 公共施設等適正管理推進事業債	86,200	91,580	38,700	12,180	118,100
2. 減税補てん債	363,776	259,500		87,161	172,339
3. 臨時財政対策債	22,408,511	22,630,660	850,000	1,795,809	21,684,851
4. 減収補てん債	1,942,877	1,602,937		346,484	1,256,453
5. 調整債	191,800	185,060		10,340	174,720
6. 退職手当債	135,780	101,840		33,940	67,900
7. 災害援護資金貸付債	14,964	11,371		3,208	8,163
合計	44,658,633	44,897,936	2,034,900	4,159,317	42,773,519

承認第3号

取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月25日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第8号

専 決 処 分 書

取手市税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

取手市長 藤井信吾

取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧手数料)</p> <p>第73条の2 <u>法第382条の2</u>に規定する固定資産課税台帳(<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>)の閲覧</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧手数料)</p> <p>第73条の2 <u>法第382条の2</u>に規定する固定資産課税台帳の閲覧手数料は、取手市手数料条例第2条に規定する額とする。ただ</p>

覧手数料は、取手市手数料条例第2条に規定する額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、この限りでない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、取手市手数料条例第2条に規定する額とする。

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあっては、2分の1)とする。
- 4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

し、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、この限りでない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、取手市手数料条例第2条に規定する額とする。

付 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあっては、2分の1)とする。
- 4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

22 法附則第 15 条第 34 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

23 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

24 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

25 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

26 及び 27 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2 から 8 まで (略)

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (3) まで (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

10 (略)

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定す

22 法附則第 15 条第 35 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

23 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

25 及び 26 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2 から 8 まで (略)

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (3) まで (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

10 (略)

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定す

る特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12及び13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産

る特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

12及び13 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規

税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 から 5 まで (略)

定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 から 5 まで (略)

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の取手市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 1 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第4号

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月25日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第9号

専 決 処 分 書

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

取手市長 藤 井 信 吾

取手市都市計画税条例の一部を改正する条例

取手市都市計画税条例（昭和48年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略) (<u>法附則第15条第15項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあつては、2分の1)とする。 (<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合)</p> <p>6 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>8 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 (略) (<u>法附則第15条第16項</u>の条例で定める割合)</p> <p>2 <u>法附則第15条第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域にあつては、2分の1)とする。 (<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p> <p>3 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (<u>法附則第15条第35項</u>の条例で定める割合)</p> <p>4 <u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (<u>法附則第15条第42項</u>の条例で定める割合)</p> <p>5 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>6 (略) (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>7 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該</p>

宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 (略)

10 付則第 8 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第 8 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 702 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

8 (略)

9 付則第 7 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第 7 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 8 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 8 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

13 から 16 まで (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

17 (略)

18 付則第 8 項及び第 10 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、付則第 8 項及び第 11 項の「前年度分の都市計画税の課税

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 7 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

12 から 15 まで (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

16 (略)

17 付則第 7 項及び第 9 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、付則第 7 項及び第 10 項の「前年度分の都市計画税の課税

税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 8 項、第 9 項、第 11 項及び第 12 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 11 項から第 13 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 13 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 14 項から第 16 項までの「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に、付則第 15 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。

19 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

20 (略)

標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 8 項、第 10 項及び第 11 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 10 項から第 12 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 12 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、付則第 12 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 13 項から第 15 項までの「市街化区域農地」とは法附則第 19 条の 2 第 1 項に、付則第 14 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。

18 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

19 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の取手市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第5号

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月25日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第10号

専 決 処 分 書

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

取手市長 藤井信吾

取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

取手市国民健康保険税条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p>

(1)から(3)まで (略)

2 (略)

付 則

1 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

15 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第25条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)及び(2) (略)

16 及び 17 (略)

(1)から(3)まで (略)

2 (略)

付 則

1 から 14 まで (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例)

15 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第25条第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)及び(2) (略)

16 及び 17 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の取手市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第6号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月25日提出

取手市長 藤井信吾

専決処分第11号

専 決 処 分 書

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

取手市長 藤井信吾

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る保険料の減免の特例）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る保険料の減免の特例）</p> <p>第11条 令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第14条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。